



鳥取県公報

令和4年3月31日（木）
号外第23号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令（1）（情報政策課）・・・・・・・・・・ 2 鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令（2）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 4 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（3）（職員支援課）・・・・・・・・・・ 5 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程及び現業職員以外の職員の被服の交付 及び使用に関する規程の一部を改正する訓令（4）（庶務集中課）・・・・・・・・・・ 6
◇ 告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 （141）（県民参画協働課）・・・・・・・・・・ 13
◇ 企業局訓 令	鳥取県企業局職員研修規程の一部を改正する訓令（1）（経営企画課）・・・・・・・・・・ 15

訓 令

鳥取県訓令第1号

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(予算要求前協議)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 IT統括監は、前項の検討の結果を所属長及び<u>財政課長</u>に知らせるとともに、所属長に対して必要な指導又は助言を行うものとする。</p> <p>(行政ネットワーク基盤の利用)</p> <p>第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネットワーク基盤（複数の情報システムの利用に供するため、<u>デジタル改革推進課長</u>が設置し、及び運用するネットワークをいう。）に接続しようとするときは、あらかじめ<u>デジタル改革推進課長</u>の承認を受けなければならない。既に接続している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(調査報告)</p> <p>第8条 <u>デジタル改革推進課長</u>は、この規程の目的を達成するために必要があると認めるときは、システム整備等に関し、所属長に対して報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。</p> <p>(情報の把握)</p> <p>第9条 <u>デジタル改革推進課長</u>は、情報システムの適切な管理に資するため、常に情報システムに係る最新の情報を把握するとともに、必要に応じ、CIO、CIO補佐官、IT統括監及び<u>デジタル・行財政改革局長</u>に報告を行い、その指示又は助言を求めるものとする。</p>	<p>(予算要求前協議)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 IT統括監は、前項の検討の結果を所属長及び<u>総務部財政課長</u>に知らせるとともに、所属長に対して必要な指導又は助言を行うものとする。</p> <p>(行政ネットワーク基盤の利用)</p> <p>第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネットワーク基盤（複数の情報システムの利用に供するため、<u>総務部情報政策課長</u>（以下「<u>情報政策課長</u>」という。）が設置し、及び運用するネットワークをいう。）に接続しようとするときは、あらかじめ<u>情報政策課長</u>の承認を受けなければならない。既に接続している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(調査報告)</p> <p>第8条 <u>情報政策課長</u>は、この規程の目的を達成するために必要があると認めるときは、システム整備等に関し、所属長に対して報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。</p> <p>(情報の把握)</p> <p>第9条 <u>情報政策課長</u>は、情報システムの適切な管理に資するため、常に情報システムに係る最新の情報を把握するとともに、必要に応じ、CIO、CIO補佐官、IT統括監及び<u>デジタル戦略監</u>（<u>鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第16条第16項に規定するデジタル戦略監</u>をいう。）に報告を行い、その指示又は助言を求めるものとする。</p>

	ものとする。
--	--------

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第2号

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員服務規程（平成8年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（履歴書の取扱い）</p> <p>第18条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、<u>人事企画課長</u>は、これを保管するものとする。</p> <p>（職務上の事故報告）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 所属長は、前項の報告があったときは、速やかに<u>人事企画課長</u>にその内容を報告しなければならない。</p>	<p>（履歴書の取扱い）</p> <p>第18条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、<u>行財政改革局人事企画課長</u>は、これを保管するものとする。</p> <p>（職務上の事故報告）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 所属長は、前項の報告があったときは、速やかに<u>行財政改革局人事企画課長</u>にその内容を報告しなければならない。</p>

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第3号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(衛生管理者)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 衛生管理者は、本庁にあっては職員支援課長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(衛生管理者)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 衛生管理者は、本庁にあっては行財政改革局職員支援課長（以下「<u>職員支援課長</u>」という。）が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第4号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程及び現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程及び現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

(現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部改正)

第1条 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考
1 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち総合事務所又は県土整備事務所に勤務する職員	作業服（上衣）	2	36		1 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち	作業服（上衣）	1	36	
	作業服（ズボン）	3	24		事務集中課に勤務する職員	作業服（ズボン）	2	48	
	作業服（夏ズボン）	2	24			盛夏シャツ	2	48	
	盛夏シャツ	2	24			盛夏ズボン	2	48	
	エンカ服	1	36			ヤッケ	1	60	
	防寒服	1	36			布製短靴	1	36	
	防寒ズボン	1	36			長靴	1	24	
	ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36		2 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち	作業服（上衣）	2	36	
	雨合羽	1	12		総合事務所又は県土整備事務所に勤務する職員	作業服（ズボン）	3	24	
	長靴	2	24			作業服（夏ズボン）	2	24	
	安全靴	1	24			盛夏シャツ	2	24	
防寒靴	1	36			エンカ服	1	36		
					防寒服	1	36		
					防寒ズボン	1	36		
					ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36		
					雨合羽	1	12		
					長靴	2	24		
					安全靴	1	24		
					防寒靴	1	36		

	ヘルメット	1	24				
	布製短靴	1	24				
2 現業職長 及び現業技 術員の職務 に従事する 職員のうち 総合事務所 及び県土整 備事務所以 外の機関に 勤務する職 員でトラッ ク又は大型 特殊自動車 若しくは小 型特殊自動 車を運転す るもの	略						
3 現業職長 及び現業技 術員の職務 に従事する 職員のうち 総合事務所 及び県土整 備事務所以 外の機関に 勤務する職 員でトラッ ク又は大型 特殊自動車 若しくは小 型特殊自動 車を運転す るもの以外 のもの	略						
4 略							
5 略							
6 略							
7 現業職長 及び農業技 手の職務に	作業服（上 衣）	2	36				
	作業服（ズ ボット）	3	24				
	ヘルメット	1	24				
	布製短靴	1	24				
3 現業職長 及び現業技 術員の職務 に従事する 職員のうち 庶務集中 課、総合事 務所及び県 土整備事務 所以外の機 関に勤務す る職員でト ラック又は 大型特殊自 動車若しく は小型特殊 自動車を運 転するもの	略						
4 現業職長 及び現業技 術員の職務 に従事する 職員のうち 庶務集中 課、総合事 務所及び県 土整備事務 所以外の機 関に勤務す る職員でト ラック又は 大型特殊自 動車若しく は小型特殊 自動車を運 転するもの 以外のもの	略						
5 略							
6 略							
7 略							
8 現業職長 及び農業技 手の職務に	作業服（上 衣）	2	36				
	作業服（ズ ボット）	3	24				

従事する職員のうち園芸試験場に勤務する職員	ボン)					検査の業務に従事する職員に限る。
	作業靴	1	12			
	農業用日よけ帽	1	24			
	盛夏シャツ	3	36			
	エンカ服	1	36			
	防寒服	1	36			
	防寒ズボン	1	36			
	防寒靴	1	36			
	防寒帽	1	36			
	ジャンパー	1	36			
	(上衣及び頭巾)					
	雨合羽	1	24			
	長靴	1	12			
白衣	1	12				
9 現業職長(林業に関する業務に係るものに限り林業技手の職務に従事する職員)	作業服(上衣)	2	48			チェーンソーを扱う業務に従事する職員に限る。
	作業服(ズボン)	2	48			
	防寒服	1	36			
	防寒ズボン	1	36			
	雨合羽	1	36			
	長靴	1	36			
	キャラバンシューズ	1	36			
	防寒靴	1	36			
	下肢切創防止用保護衣	1	36			

						チェーンソ ーブーツ	1	36	チェ ーン ソー を扱 業に 従事 する 職員 に限 る。
8 略					10 略				
9 略					11 略				

(現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部改正)

第2条 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考
略					略				
<u>デジタル</u> <u>改革</u> <u>推進</u> <u>課</u>	鳥取情報 ハイウェ イの管理 運營業務 に従事す る職員	作業服 （上衣） 作業服 （夏上 衣） 作業服 （ズボ ン） 防寒服 長靴	2 2 2 2	60 60 60 36	<u>情報</u> <u>政策</u> <u>課</u>	鳥取情報 ハイウェ イの管理 運營業務 に従事す る職員	作業服 （上衣） 作業服 （夏上 衣） 作業服 （ズボ ン） 防寒服 長靴	2 2 2 2	60 60 60 36
庶務 集中 課	自動車管 理の業務 に従事す る職員	作業服 （上衣） 作業服 （ズボ ン） 盛夏シャ ツ	1 2 2	36 48 48					

		盛夏ズボン	2	48				
		長靴	1	36				
略								
とつとり弥生の王国推進課	1	青谷 かみじ ち史跡 公園準備室の職員 (発掘調査等の野外業務に従事する職員に限る。)	略					
	2	青谷 かみじ ち史跡 公園準備室の職員 (文化財の調査の業務に従事する職員(発掘調査等の野外業務に従事する職員を除く。)に限る。)	略					
略								
略								
水産振興	常時現地で業務	作業服(上衣)	1	36				
略								
とつとり弥生の王国推進課	1	青谷 上寺地 遺跡整備室の職員 (発掘調査等の野外業務に従事する職員に限る。)	略					
	2	青谷 上寺地 遺跡整備室の職員 (文化財の調査の業務に従事する職員(発掘調査等の野外業務に従事する職員を除く。)に限る。)	略					
略								
略								
水産課	1	漁業監督吏	冬服(上衣及びズボン)	1	36	図4	のと	

	ンシュー ズ						
	防寒服	<u>1</u>		<u>36</u>			
	雨合羽	1		36			
略							
略							

	ンシュー ズ						
	雨合羽		1		36		
略							
略							

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

鳥取県告示第141号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
職員選考採用試験	第1次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から1月間	総務部人事企画課	職員選考採用試験	第1次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から1月間	総務部行財政改革局人事企画課
	第2次試験の試験種目ごとの得点	最終試験結果の通知日から1月間			第2次試験の試験種目ごとの得点	最終試験結果の通知日から1月間	
	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点との総合合計得点及び最終順位	”			第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点との総合合計得点及び最終順位	”	
略				略			
鳥取県立農業大学校入学選抜試験	科目別得点	”	農林水産部 農業振興監 農業大学校	鳥取県立農業大学校入学選抜試験	科目別得点	”	農業大学校

略

略

企 業 局 訓 令

鳥取県企業局訓令第1号

鳥取県企業局職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局職員研修規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局職員研修規程（平成24年鳥取県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(研修の種類) 第3条 略 2 略 3 職場外研修は、 <u>鳥取県総務部職員人材開発センター</u> （以下「職員人材開発センター」という。）が企画し、実施する階層別研修、選択研修及び特別研修に職員を参加させて行う研修をいう。 4 略	(研修の種類) 第3条 略 2 略 3 職場外研修は、 <u>鳥取県総務部行財政改革局職員人材開発センター</u> （以下「職員人材開発センター」という。）が企画し、実施する階層別研修、選択研修及び特別研修に職員を参加させて行う研修をいう。 4 略

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。